

第78回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

■ 事業報告	
業務の適正を確保するための体制……………	1
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要…	4
■ 連結計算書類	
連結株主資本等変動計算書……………	6
連結注記表……………	7
■ 計算書類	
株主資本等変動計算書……………	19
個別注記表……………	20

(2024年4月1日～2025年3月31日)

株式会社 植木組

上記の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

＜業務の適正を確保するための体制＞

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社および子会社は、取締役および使用人が業務を執行するにあたり、遵守すべき「企業行動指針」を定め、日常の業務運営の指針とし、取締役自ら率先垂範して社員へ浸透を徹底する。また、研修等を通じて、法令、定款の遵守に関する啓蒙、教育・指導を行う。
- ② 当社は、業務執行に対しては、会社全体が相互牽制組織となるよう、組織構成、職務権限を適正に維持するとともに、社長直轄の内部監査室が当社および子会社の内部統制を統括する。
- ③ 当社および子会社は、法令、定款違反等に関するヘルプラインを確保する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規程等の社内規程に従い、適切に保存・管理する。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、経営上想定される各種リスクを明確にし、これに対応したリスク管理体制を構築する。このため、社長を委員長とする危機管理委員会を設置し、危機管理マニュアルを整備、管理するとともに、リスクに対する社内の意識を涵養し、未然防止に努める。

不測の重大事態の発生はもとより、日常的各種リスクに対しては、リスクの重要度に対応した対策本部を設置し、業務組織規程、職務権限規程および危機管理マニュアルに従い、各担当部門ないしは全社で迅速に対応して、被害を最小限に抑える体制を整える。

また、当該規程およびマニュアルは、その時代環境に適合したものに維持する。

- ② 定期的開催されるグループ社長会において、コンプライアンス、災害、品質等のリスクに関する報告および意見交換、指導等を行う。

- (4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するために、当社および子会社は中期経営計画および事業年度ごとの経営計画を策定する。
 - ② 当社は、取締役の職務執行が効率的に行われるために、定例の取締役会を原則月1回開催する他、適宜必要に応じて取締役会を開催する。また、執行役員制による業務執行責任体制を明確にすることにより、取締役会の監督機能を強化し、重要事項の業務執行に関する意思決定を機動的に行う。
取締役会等の決定に基づく業務執行については、業務組織規程、職務権限規程等の社内規程に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）執行役員等が各々委任された事項に責任をもって執行することを徹底する。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社は、グループ共通の「植木組グループ会社行動指針」を定める。
- また、グループ会社の自主独立性を尊重しつつ、適正なグループ統制を行うため、「植木組グループ運営方針」を定め、関係会社管理規程に従い、適切な管理・統制を行う。
- グループ会社の監査については、当社役員および当社内部監査室が、定期的および必要に応じて各会社の監査を行う。
- なお、グループ社長会において、経営状況に関する情報の共有および意見交換、ならびに必要な指導等を緻密に行うものとする。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- ① 監査等委員会の求めにより職務の補助者を設置する場合は、その独立性を保持する。
 - ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指示命令下で職務を遂行し、当該使用人の人事異動、評価等については、あらかじめ監査等委員会の同意を要することとする。
- (7) 当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制
- ① 当社は当社の監査等委員が執行役員会、グループ社長会等、各種重要な社内会議に出席し、また重要決議書類を閲覧すること等により、業務執行状況を適切に把握できる環境を整える。

- ② 当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、会社の信用を大きく損なったり、業績に重大な影響を及ぼすことが懸念される事項を発見した場合、監査等委員会に対して、直ちに報告する。
 - ③ 当社および子会社の内部通報担当者は、内部通報を受けた場合、速やかに当社監査等委員会に報告する。
- (8) 監査等委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制
- 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に周知徹底する。
- (9) 監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 会計監査人は、監査等委員会に対して監査計画の報告、説明を事前に行うものとする。
また、会社が会計監査人に非監査業務を依頼する場合は、事前に監査等委員会の承認を得る。
 - ② 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ③ 当社は、監査等委員会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、または、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保障する。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要＞

当社では、事業の継続・安定的発展を確保して行くことを目的とし、コンプライアンスの推進、リスクマネジメントの強化に取り組んでおります。これらをはじめ、業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

当社は、使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組を継続的に行っております。また、当社および当社グループ各社は「公益通報者保護規程」により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。

(2) リスク管理体制

当社は、危機管理委員会を適宜開催し、当社全体のリスクマネジメントに関する課題・対策について検討いたしております。また、当社グループ各社の代表取締役で構成されたグループ社長会でリスクの把握・対応等が報告され、リスクの共有化および対応を図っております。

(3) 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令や定款に定められた事項や経営方針等、経営に関する重要な事項の決議を行うとともに、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

(4) 内部監査体制

当社は、内部監査室が内部監査計画に基づき、当社および当社グループ各社の内部監査を実施し、それぞれの検証結果を代表取締役および常勤監査等委員に対し報告を行っております。

(5) グループ管理体制

当社では、「関係会社管理規程」を定め、当社グループ各社から事前の承認および報告を受ける体制を整えております。また、定期的に行われる当社グループ各社の代表取締役で構成されたグループ社長会で当社グループ各社の財務状況、その他の状況について報告を受けております。

(6) 監査等委員の職務執行

当社の監査等委員は監査等委員会において定めた監査方針・監査計画に基づき、内部監査室と連携して当社および当社グループ各社の往査等を行っており、往査報告については監査等委員会にて報告されております。また、監査等委員は重要な経営会議に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認することで監査業務の有効性の確保に努めております。

(7) 監査等委員の監査の実効性を確保するための体制

監査等委員は当社の重要な経営会議に出席する他、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて担当取締役および使用人に説明を求めています。適宜、監査等委員会を開催している他、会計監査人および内部監査室との情報交換や、代表取締役と定期的な面談を行っております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	5,315,671	5,377,463	16,230,401	△339,609	26,583,926
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△454,867		△454,867
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			1,934,620		1,934,620
自 己 株 式 の 取 得				△324	△324
自 己 株 式 の 処 分		39,229		57,833	97,062
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩			△37,839		△37,839
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	39,229	1,441,913	57,508	1,538,651
当 期 末 残 高	5,315,671	5,416,693	17,672,314	△282,100	28,122,578

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	790,816	△328,341	191,886	654,362	57,566	27,295,855
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△454,867
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益						1,934,620
自 己 株 式 の 取 得						△324
自 己 株 式 の 処 分						97,062
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩						△37,839
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	213,055	22,745	△13,673	222,127	5,590	227,717
当 期 変 動 額 合 計	213,055	22,745	△13,673	222,127	5,590	1,766,369
当 期 末 残 高	1,003,872	△305,595	178,213	876,489	63,156	29,062,224

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1-1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

連結子会社の数……………11社

主要な連結子会社の名称……北陸施設工業(株)、植木不動産(株)、(株)ユニテック、(株)植木機工、(株)アスカ

(2) 非連結子会社……………(有)柏崎グリーン 他1社

非連結子会社はそれぞれ小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

1-2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社……………持分法適用会社はありません。

(2) 持分法非適用会社

非連結子会社……………(有)柏崎グリーン 他1社

関連会社……………(株)柏崎マリン開発 他2社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

1-3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

満期保有目的債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

販売用不動産、不動産事業支出金

……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- 未成工事支出金……………個別法による原価法
- 材料貯蔵品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- 商品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

植木不動産(株)、(株)さくら介護サービスおよび高浜観光開発(株)については定額法を、親会社およびその他の連結子会社については定率法を採用しております。

なお、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金……………期末現在に有する債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④完成工事補償引当金……………完成工事高として計上した工事に係るかし担保費用の支出に充てるため、完成工事高に実績割合を乗じた見積補償額を計上しております。
- ⑤工事損失引当金……………受注工事の損失発生に備えるため、期末手持ち工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見込額を計上しております。
- ⑥役員退職慰労引当金……………役員の退職により支給する役員退職慰労金に充てるため、内規に基づく支給限度額を計上しております。
- ⑦債務保証損失引当金……………債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①重要なヘッジ会計の処理

(イ) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引は、特例処理の要件を満たしているため特例処理によっております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 銀行借入金

(ハ) ヘッジ方針

金利関連におけるデリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクをヘッジするために金利スワップ取引を行っております。これ以外の投機目的の取引は一切行わないこととしております。

ヘッジ有効性評価方法

特例処理による金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

②重要な収益および費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

完成工事高および完成工事原価の計上基準

一定の期間にわたり充足される履行義務は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

③退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。これによる前連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1)一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約に関する収益認識

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法による完成工事高 35,185,988千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

請負工事契約において、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることが出来ない場合を除き、履行義務の充足度に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、総原価見積額に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

工事は個別性が強く、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われることから、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得ることが困難です。このため、工事原価総額の見積りは、工事に対する専門的な知識と施工経験を有する工事現場責任者による一定の仮定と判断を伴い不確実性を伴います。

また、工事は一般に長期にわたることから、工事の進行途上における工事契約の変更、悪天候による施工の遅延、資材単価や労務単価等の変動が生じる場合などがあり、工事原価総額の適時・適切な見直しには複雑性が伴います。

このため、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2)工事損失引当金

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

工事損失引当金 64,466千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

工事損失引当金は、請負工事契約額と総原価見積額に基づき算定されます。

工事は個性性が強く、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われることから、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得ることが困難です。このため、工事原価総額の見積りは、工事に対する専門的な知識と施工経験を有する工事現場責任者による一定の仮定と判断を伴い不確実性を伴います。

また、工事は一般に長期にわたることから、工事の進行途上における工事契約の変更、悪天候による施工の遅延、資材単価や労務単価等の変動が生じる場合などがあり、工事原価総額の適時・適切な見直しには複雑性が伴います。

このため、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

4-1.有形固定資産の減価償却累計額 12,810,021千円

4-2.土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 … 「土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）」第2条第3号によるところの固定資産税評価額を基準とする方法および同条第4号によるところの地価税法価額（相続税評価額）を基準とする方法に基づき再評価しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後帳簿価額との差額
△1,519,351千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式 6,873,528株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年4月26日 取締役会	普通株式	454,867千円	70円	2024年3月31日	2024年6月11日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年4月30日開催の取締役会において普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

配当金の総額 590,496千円
1株当たり配当額 90円
基準日 2025年3月31日
効力発生日 2025年6月11日
なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 金融商品に関する注記

6-1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。受取手形および完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は、運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施することがあります。なお、金利スワップ取引はありません。また、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

6-2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
投資有価証券	2,362,357	2,362,357	－
資産計	2,362,357	2,362,357	－
長期借入金 (注) 1.	2,404,286	2,413,338	9,052
負債計	2,404,286	2,413,338	9,052
デリバティブ取引	－	－	－

(注) 1. 長期借入金には1年以内返済予定分を含めております。

2. 現金は注記を省略しており、預金、受取手形・完成工事未収入金等、支払手形・工事未払金等、短期借入金預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

3. 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額150,131千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。

6-3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式(注)2.	2,340,471	—	—	2,340,471
その他	—	21,886	—	21,886
合 計	2,340,471	21,886	—	2,362,357

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(注)1. 2.	—	2,413,338	—	2,413,338

(注) 1. 長期借入金には1年以内返済予定分を含めております。

2. 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。投資信託は委託会社から提示された基準価額を用いて評価しております。投資信託は市場における取引価格が存在しないことから、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社および一部の子会社では、新潟県その他の地域において、賃貸用の店舗、オフィスビル、産業廃棄物処理施設等を有しております。2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は258,174千円（賃貸収益は不動産事業売上高に、主な賃貸費用は不動産事業売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額および時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額	時 価
5,099,531千円	4,571,023千円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

(注) 2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

8. 収益認識に関する注記

8-1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	建設事業	不動産 事業	建材製造 販売事業	計		
土木工事	28,412,781	-	-	28,412,781	-	28,412,781
建築工事	16,035,287	-	-	16,035,287	-	16,035,287
その他	-	2,021,653	694,123	2,715,776	2,656,998	5,372,775
顧客との契約から生 じる収益	44,448,068	2,021,653	694,123	47,163,845	2,656,998	49,820,844
その他の収益	-	750,668	-	750,668	132,063	882,731
外部顧客への売上高	44,448,068	2,772,321	694,123	47,914,513	2,789,062	50,703,575

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ソフトウェアの開発および販売、有料老人ホームの運営、ゴルフ場の運営、産業廃棄物処理施設の賃貸事業等を含んでおります。

8-2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 建設事業

建設事業においては、一定の期間にわたり充足される履行義務は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。原価の発生が履行義務の充足における進捗度を適切に表すと判断しているため、総原価見積額に対する発生原価の割合（インプット法）に基づき、進捗度を測定しています。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

個々の工事契約によって定められた支払条件に従い請求し、工事代金を受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

② 不動産事業

不動産事業においては、販売用不動産の収益は販売用不動産の引渡時点において、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

取引の対価は通常、引渡し時までに売買代金の金額を受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

③ 建材製造販売事業

建材製造販売事業においては、出荷時と顧客が製品の支配を獲得する時点が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

取引の対価は、製品の出荷後、概ね1ヶ月で支払いを受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

④ その他

その他の収益は、ソフトウェアの開発および販売、有料老人ホームの運営、ゴルフ場の運営、産業廃棄物処理施設の賃貸事業等からなります。

ソフトウェアの開発については、一定の期間にわたり充足される履行義務は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

ソフトウェアの開発以外につきましては、製品の引渡しおよびサービスの提供時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

取引の対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

8-3 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債に関する情報は以下のとおりであります。連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権および契約資産は、「受取手形・完成工事未収入金等」に含めて表示しており、契約負債は、「未成工事受入金」として表示しております。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	6,673,041 千円
契約資産	14,215,892
契約負債	5,403,022

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は60,398,130千円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から4年の間で収益を認識することを見込んでおります。

9. 1株当たり情報に関する注記	
1株当たり純資産額	4,419円87銭
1株当たり当期純利益	297円06銭

10. その他の注記
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 圧縮記帳 積立金	剰 余 金 別 途 積立金	剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	5,315,671	5,359,413	18,050	5,377,463	670,000	91,595	1,300,000	10,318,397	12,379,992
当 期 変 動 額									
圧縮記帳積立金の取崩						△1,529		1,529	-
剰余金の配当								△454,867	△454,867
土地再評価差額金の取崩								△37,839	△37,839
当 期 純 利 益								1,673,680	1,673,680
自己株式の取得									
自己株式の処分			39,249	39,249					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	39,249	39,249	-	△1,529	-	1,182,502	1,180,973
当 期 末 残 高	5,315,671	5,359,413	57,300	5,416,713	670,000	90,066	1,300,000	11,500,899	13,560,965

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△339,039	22,734,087	790,816	△328,341	462,475	23,196,563
当 期 変 動 額						
圧縮記帳積立金の取崩						-
剰余金の配当		△454,867				△454,867
土地再評価差額金の取崩		△37,839				△37,839
当 期 純 利 益		1,673,680				1,673,680
自己株式の取得	△264	△264				△264
自己株式の処分	57,189	96,438				96,438
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			201,628	22,745	224,373	224,373
当期変動額合計	56,925	1,277,148	201,628	22,745	224,373	1,501,521
当 期 末 残 高	△282,114	24,011,235	992,445	△305,595	686,849	24,698,084

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

①有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産

販売用不動産、不動産事業支出金

……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

未成工事支出金……………個別法による原価法

材料貯蔵品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金……………期末現在に有する債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④完成工事補償引当金……………完成工事高として計上した工事に係るかし担保費用の支出に充てるため、完成工事高に実績割合を乗じた見積補償額を計上しております。
- ⑤工事損失引当金……………受注工事の損失発生に備えるため、期末手持ち工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見込額を計上しております。
- ⑥退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。
- ⑦債務保証損失引当金……………債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

一定の期間にわたり充足される履行義務は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日まで発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①重要なヘッジ会計の処理

(イ) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引は、特例処理の要件を満たしているため特例処理によっております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 銀行借入金

(ハ) ヘッジ方針

金利関連におけるデリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクをヘッジするために金利スワップ取引を行っております。これ以外の投機目的の取引は一切行わないこととしております。

(ニ) ヘッジ有効性評価方法

特例処理による金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1)一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約に関する収益認識

①当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法による完成工事高 34,160,299千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

請負工事契約において、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることが出来ない場合を除き、履行義務の充足度に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、総原価見積額に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

工事は個別性が強く、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われることから、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得ることが困難です。このため、工事原価総額の見積りは、工事に対する専門的な知識と施工経験を有する工事現場責任者による一定の仮定と判断を伴い不確実性を伴います。

また、工事は一般に長期にわたることから、工事の進行途上における工事契約の変更、悪天候による施工の遅延、資材単価や労務単価等の変動が生じる場合などがあり、工事原価総額の適時・適切な見直しには複雑性が伴います。

このため、翌事業年度に係る計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2)工事損失引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額

工事損失引当金 64,217千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

工事損失引当金は、請負工事契約額と総原価見積額に基づき算定されます。

工事は個別性が強く、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われることから、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得ることが困難です。このため、工事原価総額の見積りは、工事に対する専門的な知識と施工経験を有する工事現場責任者による一定の仮定と判断を伴い不確実性を伴います。

また、工事は一般に長期にわたることから、工事の進行途上における工事契約の変更、悪天候による施工の遅延、資材単価や労務単価等の変動が生じる場合などがあり、工事原価総額の適時・適切な見直しには複雑性が伴います。

このため、翌事業年度に係る計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,976,628千円

(2) 保証債務
下記の者の銀行借入金等に対し次の保証を行っております。

(株)さくら介護サービス 10,086千円

(3) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	119,655千円	短期金銭債務	2,536,263千円
長期金銭債権	5,760,330千円	長期金銭債務	－千円

(4) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 … 「土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）」第2条第3号によるところの固定資産税評価額を基準とする方法および同条第4号によるところの地価税法価額（相続税評価額）を基準とする方法に基づき再評価しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後帳簿価額との差額
△1,519,351千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

「売上高」のうち関係会社に対する売上高	327,150千円
「売上原価」のうち関係会社からの仕入高	1,534,670千円
関係会社との営業取引以外の取引高	828,469千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	312,457株
------	----------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金および賞与引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産として運搬具・工具器具・備品等があります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	植木不動産(株)	所有 直接100%	当社の不動産 管理等 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収 利息の受取 (注1)	2,460,000千円 1,819,800千円 37,455千円	関係会社 長期貸付金	5,082,450千円
子会社	(株)アスカ	所有 直接100%	建設事業にお ける施工協力 役員の兼任	CMS (注2)	81,000千円	預り金	500,000千円
子会社	(株)植木機工	所有 直接100%	建設事業にお ける施工協力 役員の兼任	CMS (注2)	110,000千円	預り金	690,000千円
子会社	高浜観光開発(株)	所有 直接49.7%	役員の兼任	資金の貸付 資金の回収 利息の受取 貸倒引当金 の計上 (注1.3)	30,000千円 10,000千円 3,541千円 158,228千円	関係会社 長期貸付金 貸倒引当金	496,000千円 232,124千円

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) の利息については市場金利を勘案し、合理的に決定してあります。

なお、取引金額については取引が反復的に行われているため、当事業年度における純増減額を記載してあります。

(注3) 高浜観光開発に対する貸付金について、回収可能性を検討した結果、貸倒引当金を計上しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表 8.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,764円34銭
1株当たり当期純利益	256円98銭

12. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。